

## 建築物等の制限に関する条例第3条第2項第四号の認定基準

平成21年4月1日  
改定 平成24年4月1日  
平成28年4月1日  
令和5年5月26日

### (目的)

第1条 この基準は、建築物等の制限に関する条例（昭和26年岡山県条例第10号。以下「条例」という。）第3条第2項第四号の規定に基づき、建築物の構造、崖の土質及び災害防止措置の状況により知事が当該建築物の安全上支障がないと認めること（以下「認定」という。）について必要な事項を定める。

### (認定基準)

第2条 岡山県建築基準法施行細則（昭和48年岡山県規則第66号。）第12条の2第2項の規定により申請（以下「認定申請」という。）のあった建築物の計画が、次に掲げる認定基準のいずれかに該当すると認められる場合は認定を行う。

#### (1) 認定基準1（崖の崩壊に対して安全が見込まれる場合）

##### ア 崖下に建築物がある場合、次のいずれかに該当するもの

###### ① 建築物自体で対応する計画

崖崩れにより被害を受ける恐れのある建築物の部分を鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とし、がけ側に開口部は原則として設けないこと。ただし、居室以外の開口部で土砂流入のおそれのない小開口程度はこの限りではない（図1）。

###### ② 擁壁等で対応する計画

待ち受け擁壁など構造耐力上安全な擁壁を設置し、崖崩れの影響が建築物に過大な被害を及ぼさないもの（図2、3）。

##### イ 崖上に建築物がある場合は、建築物の基礎の根入れを深くし又は支持杭を使用することにより、崖が崩壊した場合においても建築物の倒壊の恐れがないと認められるもの（図4）。

#### (2) 認定基準2（崖面の安全が見込まれるものとして、次のいずれかに該当する場合）

###### ① 土質試験等に基づき、地盤の斜面安定計算で崖の安全が確かめられるもの。

② 切土をした土地の部分に生ずることになる崖又は崖の部分で、崖の土質及び勾配に応じて擁壁の設置など図5に適合し、のり面保護工がなされるもの。

③ 切土をした土地の部分に生ずることになる崖又は崖の部分で、その垂直高が5mを超える場合で、崖の土質及び勾配に応じて犬走りを設けるなど図6に適合し、のり面保護工がなされるもの。

④ 上記のほか、宅地造成規制法若しくは都市計画法の技術的基準を満足しているもの。

#### (3) 認定基準3（その他の災害防止措置による場合）

認定基準1及び認定基準2以外の措置で地域の特性に即し、十分な技術的根拠を持って計画され、建築物の埋没及び倒壊の恐れがないもの。

(あらかじめ認定)

第3条 建築物の計画又はその敷地若しくは災害防止措置が、次のいずれかに該当する場合は、認定されたものとみなす（認定申請を要しない）。

- (1) 擁壁等の災害防止措置が公共事業により実施され、公共により維持管理がなされるもの、又はこれと同等のもの。
- (2) 県土保全条例による検査済証の交付を受けたもの。
- (3) 第2条の(2)認定基準2に該当するとして認定を受け建築した既存建築物の敷地内に建築しようとする場合で、建築しようとする建築物に対して影響のある崖が、既存建築物において認定した崖の条件と異なるもの。

<参 考>

以下に示すものは、条例において条例第3条第1項の制限の適用を受けないものとして規定されており、認定申請を要しない。

条例第3条第2項（抜粋）

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- 一 崖を覆う擁壁の工事（これに付随する崖の災害防止工事を含む。）について、法第88条第1項において準用する法第7条第5項又は法第7条の2第5項に規定する検査済証の交付があったとき。
- 二 崖を覆う擁壁の工事又は崖の災害防止工事について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項に規定する検査済証の交付があったとき。
- 三 崖を覆う擁壁の工事又は崖の災害防止工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第17条第2項又は第36条第2項に規定する検査済証の交付があったとき。

<その他>

認定後、認定申請の計画に変更等がある場合には、再申請の必要性等について事前相談を行うこと。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この基準の施行前に認定を受けたものは、この基準に基づきされた認定とみなす。

附 則

- 1 この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、令和5年5月26日から施行する。

図 1

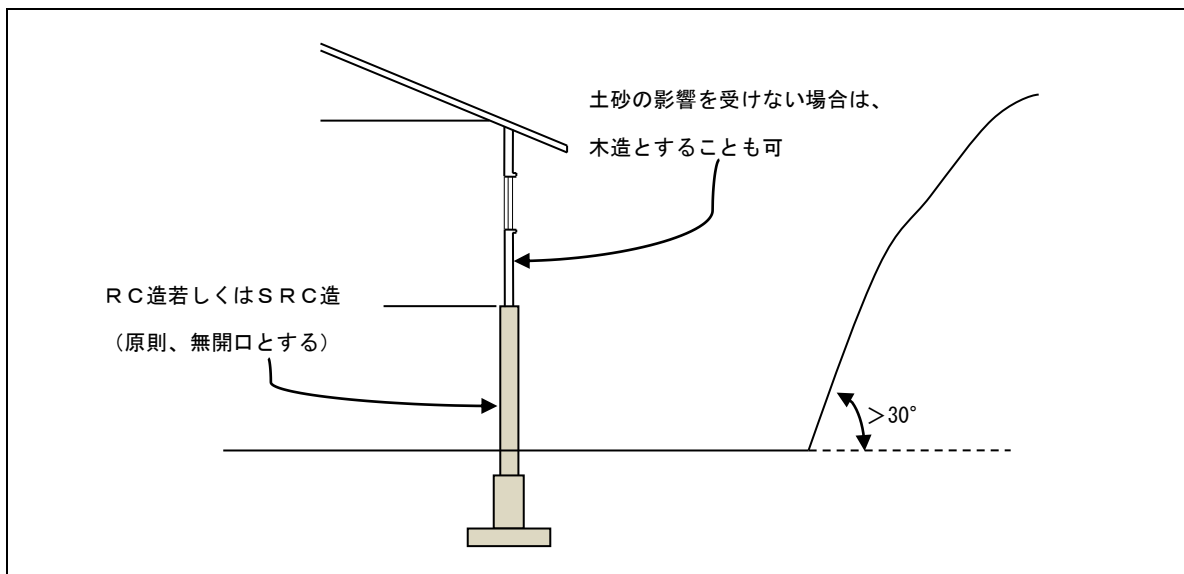


図 2

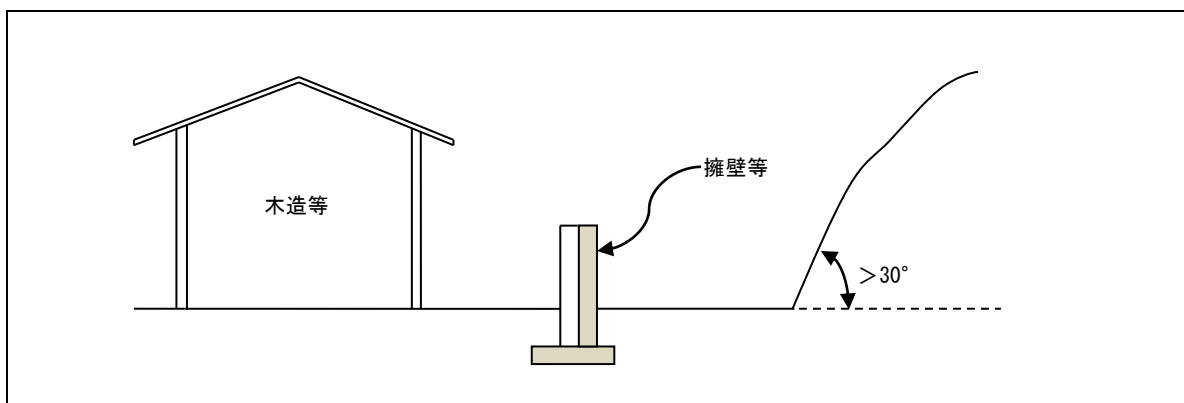
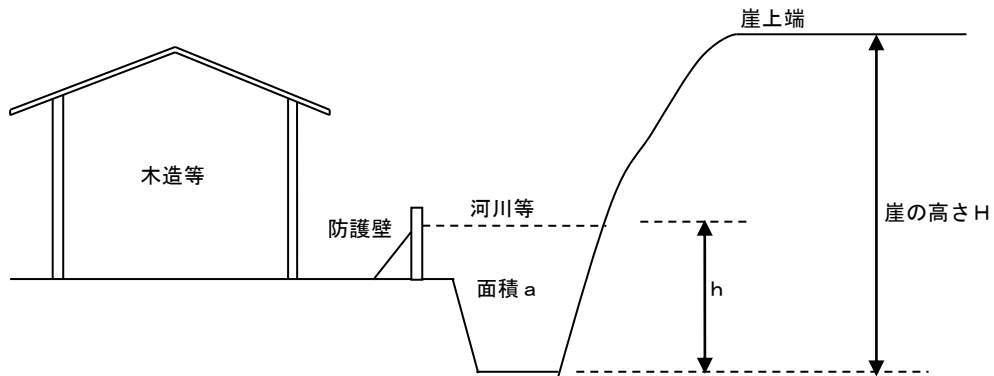


図 3



$a > 2A$  : 土石等が到達しないものとして、本式を満足すること

$a$  : 河川等の断面積 (m<sup>2</sup>)

$h$  : 河川等の深さ (m) (2m以上を対象とする)

$A$  : 想定崩壊土砂量の断面積 =  $V/W$  (m<sup>2</sup>)

$V$  : 想定崩壊土砂量 (m<sup>3</sup>) 崖の規模(高さ)に対応して設定する

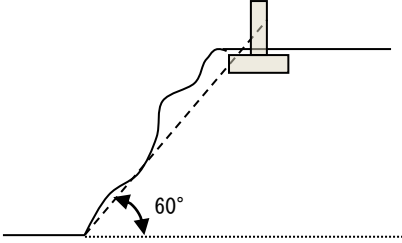
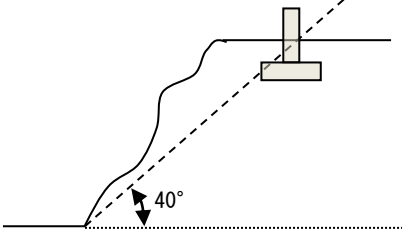
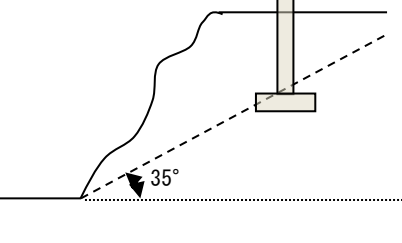
$W$  : 想定崩壊幅 (m) 崖の規模(高さ)に対応して設定する

【崖の高さと想定崩壊土量・想定崩壊幅の関係】

崖の高さ ( $H$ : 単位m)	想定崩壊土量 ( $V$ : 単位m <sup>3</sup> )	想定崩壊幅 ( $W$ : 単位m)	単位幅当りの土量 ( $V/W$ ) (単位m <sup>2</sup> /m)
$5 \leq H < 10$	40	14	2.9
$10 \leq H < 15$	80	17	4.7
$15 \leq H < 20$	100	19	5.3
$20 \leq H < 25$	150	21	7.1
$25 \leq H < 30$	210	24	8.8
$30 \leq H < 40$	240	25	9.6
$40 \leq H < 50$	370	29	12.8
$50 \leq H$	500	32	15.6

図 4

建築物の基礎の根入先端の深さは、崖の下端から、崖の土質に応じて次表に掲げる角度の斜線を伸ばしたときこの斜線よりも深い位置とする。

土質	角度及び深さ
軟岩（風化の著しいものを除く）	
風化の著しい岩	
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土その他これらに類するもの	

支持杭の場合は、杭先端が上記の深さを満たすこと。

図5

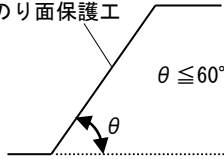
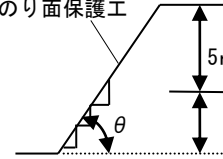
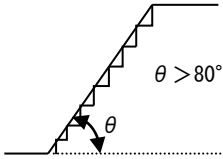
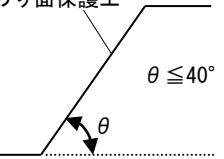
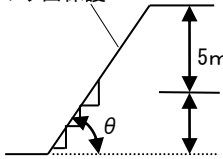
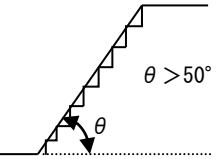
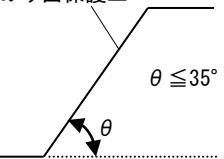
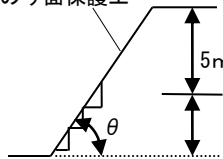
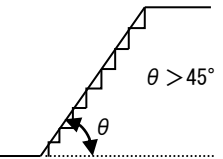
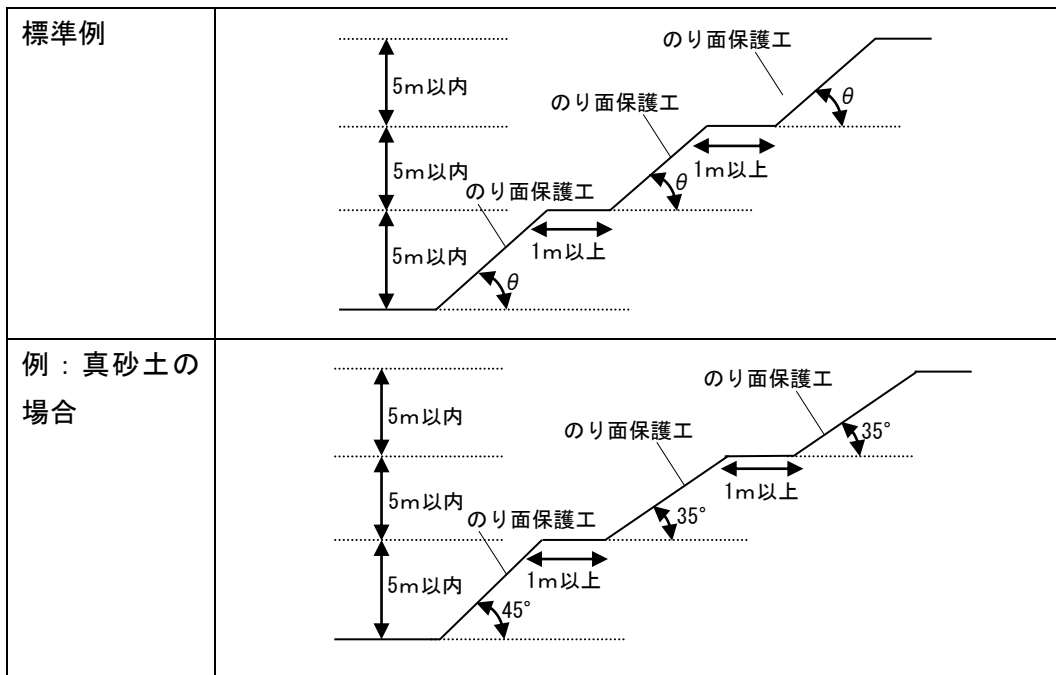
土質	擁壁不要	崖の上端から垂直距離 5mを超える部分に擁壁 を要する	擁壁を要する
軟岩（風化の著しいものを除く）	 <p><math>\theta \leq 60^\circ</math></p>	 <p><math>60^\circ &lt; \theta \leq 80^\circ</math></p>	 <p><math>\theta &gt; 80^\circ</math></p>
風化の著しい岩	 <p><math>\theta \leq 40^\circ</math></p>	 <p><math>40^\circ &lt; \theta \leq 50^\circ</math></p>	 <p><math>\theta &gt; 50^\circ</math></p>
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土 その他これらに類するもの	 <p><math>\theta \leq 35^\circ</math></p>	 <p><math>35^\circ &lt; \theta \leq 45^\circ</math></p>	 <p><math>\theta &gt; 45^\circ</math></p>

図 6



高さ 5m ごとに犬走りを設けることを標準とするが、安定した良質な土質で、かつ、安全性が確保される場合はのり高の上限を 10m とすることができる。

法高 法面の土質	H ≤ 5m (崖の上端からの垂直距離)	H > 5m (崖の上端からの垂直距離)
軟岩（風化の著しいものは除く）	80° 以下	60° 以下
風化の著しい岩	50° 以下	40° 以下
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	45° 以下	35° 以下
上記以外の土質（岩屑、腐食土（黒土）、埋土、その他これらに類するもの）	30° 以下	30° 以下



## 改定履歴

- 平成24年4月1日 (1)、(2)及び(3)を削り、(4)に「又はこれと同等のもの。」を追加し、(4)を(1)に、(5)を(2)に、(6)を(3)に改めた。
- 平成28年4月1日 <その他> 認定後、認定申請の計画に変更等がある場合には、再申請の必要性等について事前相談を行うこと。を追加。
- 令和5年5月26日 「がけ」を「崖」に改めた。  
参考中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に、  
「第13条第2項」を「第17条第2項又は第36条第2項」に改めた。